御代田町空き家等情報登録制度実施に関する要綱

（趣旨）

**第１条**　この要綱は、御代田町における空き家及び空き土地（以下「空き家等」という。）の有効活用を通して、防災、防犯に資するとともに、御代田町民と都市住民の交流拡大及び定住促進による地域の活性化を図るため、空き家等情報登録制度（以下「空き家バンク」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

**第２条**　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(１)　空き家等とは、個人が居住を目的として建築し、現に居住していない（居住しなくなる予定のものを含む。）町内に存在する建物とその敷地又は個人が所有する現に使用していない（近く使用しなくなる予定のものも含む。）住宅の建築が可能な町内の宅地及び雑種地をいう。ただし、アパート等賃貸、分譲を目的とするものを除く。

(２)　空き家バンクとは、空き家等の売買、賃貸等を希望するその所有者等から申込みを受けた情報を、町内への定住等を目的として、空き家等の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に対し、提供する制度をいう。

(３)　所有者等とは、空き家等に係る所有権その他の権利により当該空き家等の売買、賃貸等を行うことができる者をいう。

（適用上の注意）

**第３条**　この要綱は、空き家バンク以外による空き家等の取引を妨げるものではない。

（空き家等の登録申込み等）

**第４条**　空き家バンクに空き家等を登録しようとする所有者等は、空き家バンク登録申込書（様式第１号）及び空き家バンク登録カード（様式第２号。以下「登録カード」という。）を町長に提出しなければならない。

２　町長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認のうえ、適切であると認めたときは空き家バンク登録台帳に登録するとともに、空き家バンク登録完了書（様式第３号）を当該申込者に通知するものとする。

３　町長は、前項の規定による登録をしていない空き家等で、空き家バンクによることが適当と認めるものは、当該所有者等に対して同制度による登録を勧めることができる。

（空き家等に係る登録事項の変更の届出）

**第５条**　前条第２項の規定による登録完了書の通知を受けた申込者（以下「登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、空き家バンク登録変更届書（様式第４号）に登録事項の変更内容を記載した登録カードを添えて、町長に届け出なければならない。

（空き家バンクの登録の取消し）

**第６条**　町長は、当該空き家等に係る所有権その他の権利に異動があったとき、登録から２年を経過したとき又は空き家バンク登録取消し願い書（様式第５号）の届出があったときは、空き家バンク登録台帳の登録を削除するとともに、空き家バンク登録取消し通知書（様式第６号）を当該登録者に通知するものとする。

（情報提供及び利用登録）

**第７条**　町長は、必要に応じて、登録者の登録された必要な情報の一部を公開する。

２　登録物件について、詳細な情報又は交渉の申込みを希望する者は、空き家バンク利用登録申込書（様式第７号）により町長に申し込むものとする。

３　町長は、前項の規定による利用登録の申込みがあったときは、その内容等を確認のうえ、適当であると認めたときは空き家バンク利用登録台帳に登録し、空き家バンク利用登録完了通知書（様式第８号）により当該申込者（以下「利用登録者」という。）に通知するものとする。

４　町長は利用登録者が希望する登録物件に関する情報を必要な範囲で提供するものとする。

（利用登録に係る登録事項の変更、取消しの届出）

**第８条**　利用登録者は、当該登録事項に変更があったとき、登録の取消しを希望するときは、空き家バンク利用登録変更・取消し届書（様式第９号）を町長に届け出なければならない。

（利用登録者の登録の取消し）

**第９条**　町長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンクの利用登録を取消すとともに、空き家バンク利用登録取消し通知書（様式第10号）を当該利用登録者に通知するものとする。

(１)　空き家等を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。

(２)　申請内容に虚偽があったとき。

(３)　空き家バンク利用登録の取消しの届出があったとき。

(４)　利用登録から２年を経過したとき。ただし、改めて登録申込みを行うことにより再登録した場合は、この限りではない。

(５)　第10条に規定する要件を欠くものと認められるとき。

(６)　その他町長が適当でないと認めたとき。

（空き家バンク利用の申請要件）

**第10条**　空き家バンクの情報を受け、空き家等を利用しようとする利用希望者は、その利用において、次のいずれかの要件を満たしていなければならない。

(１)　空き家等に定住し、又は定期的に滞在して、経済、教育、文化、芸術活動等を行うことにより、地域の活性化に寄与できる者

(２)　空き家等に定住し、又は定期的に滞在して、御代田町の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、地域住民と協調して生活できる者

(３)　その他町長が適当と認めた者

（利用物件の申込み及び通知）

**第11条**　交渉を申し込みたい利用物件がある利用登録者は、空き家バンク利用物件申込書（様式第11号）及び誓約書（様式第12号）に希望物件の登録番号その他必要な事項を記入し、町長に申し込むものとする。

２　町長は、前項の規定により申込みのあったときは、当該登録物件の登録者へその旨を通知するものとする。この場合において、当該登録者の代理又は仲介を行うもの（以下「代理者」という。）があるときは、その者に対しても同様とする。

３　前項の通知を受けた登録者又は代理者は、遅滞なく当該利用希望者へ回答し、町長へその回答内容を報告するものとする。

（登録者と利用希望者の交渉等）

**第12条**　町長は、登録者又は代理者と利用希望者との空き家等に関する交渉及び売買、賃貸借等の契約については、これに関与しないものとする。

（個人情報の取扱い）

**第13条**　所有者等及び利用希望者は、空き家バンクにおける個人情報の取扱いについて、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(１)　個人情報を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために取得、収集、作成及び利用しないこと。

(２)　個人情報を毀損及び滅失することのないよう適正に管理すること。

（その他）

**第14条**　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

**附　則**

この告示は、公布の日から施行する。